

財務省-IMF財政局 アジア地域セミナー

—Reforming the Management and Accountability of Public Finances—

【主計局調査課・財務総合政策研究所研究部】

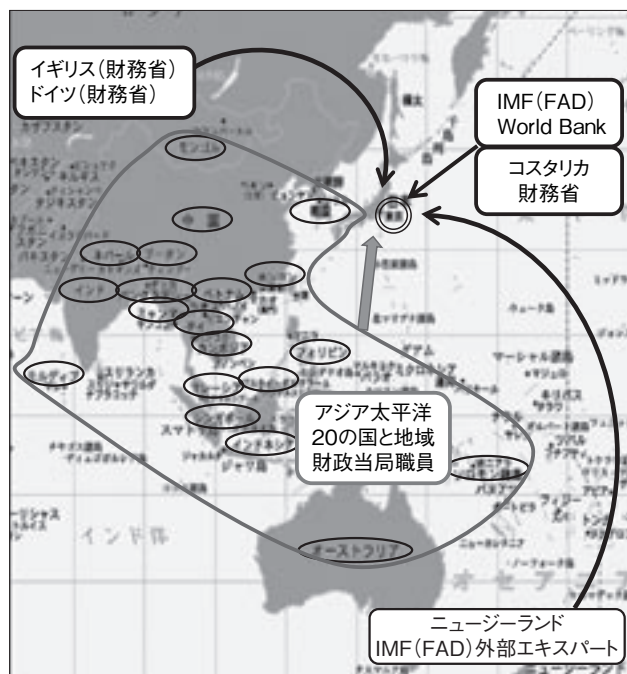
1. 開催について

2013年10月21日・22日、財務省とIMF財政局は、アジア諸国の財政当局に対する政策支援の一環として、財政制度や財政の透明性等に関し、政策担当者や有識者を集めたアジア地域セミナーを東京で開催した。今回は、アジア地域セミナーの第3回にあたり、アジア太平洋20の国と地域の財政当局職員、IMF、世界銀行及びアジア地域外からの専門家ら、60名程度が参加した（第1回はマレーシア、第2回は韓国で開催）。

財務省からは、古川財務副大臣による開会挨拶、古澤財務官による基調講演、香川主計局長による閉会挨拶のほか、主計局職員からの発表等を行った。

2. テーマについて

現在、欧米諸国、日本等においては、リーマンショックに端を発した金融経済危機や欧州債務危機への対応のために悪化した財政状況を改善するため、財政健全化に取り組んでいる。また、アジア諸国においても、多額のインフラ投資ニーズや将来の高齢化等に伴う財政支出の拡大圧力への対応や、歳出の効率性の向上等の課題を抱えている。こうした中、開催された今回のセミナーでは、財政規律の強化や財政支出の効率性の向上のため、財政制度の改革や財政の透明性の向上をどのように進めるべきかという問題に焦点が



【財務省-IMF財政局 アジア地域セミナー】

当てられた。具体的には、財政リスクの管理（マクロ経済の変化や金融危機等から生じるリスクの把握と管理）、財政ルール・財政責任法（財政目標達成のための手続や数値的なルール、財政健全化の原則や財政運営手続あるいは定量的ルールの法制化）、中期財政・予算フレームワーク（複数年度にわたる収入や支出の見通しと財政運営にかかる枠組）、歳出レビュー（財政支出の効率性向上のための歳出見直しの仕組み）、財政の透明性

向上（財政に関する統計や情報の開示）について議論が行われた（アジェンダは本稿の最後に掲載）。

こうしたテーマは、Public Financial Management (PFM) と総称されており、財政運営や財政制度等、公的資金の管理に関する枠組や手続を広範に含む分野である。以下では、PFMの様々な論点を挙げながら、今回のセミナーにおける議論等を紹介する。

3. 古川財務副大臣による 開会挨拶及び 古澤財務官による基調講演

セミナーの冒頭、主催国として、古川財務副大臣から開会の挨拶を行った。挨拶では、財政政策の決定や財政制度の設計には、財政の持続可能性、世代間の公平性、支出の効率性や有効性を考慮することが必要であること、日本の財政状況はどの国よりも厳しく、限られた財源を効率的・効果的に使うことが重要であること等を述べた。

続いて、古澤財務官から「財政健全化と経済成長の好循環の創出に向けて」と題する基調講演を行った。アジアや欧州における過去の財政健全化の取組や昨今のG20等における議論を踏まえつつ、多くの国で共通の課題となっている財政健全化と財政規律を確保することの重要性・必要性、財政健全化と経済成長の好循環の実現を目指す日本の取組、アジアにおける課題としてこれから急速に進む高齢化やインフラ資金需要への対応の必要性について講演した。



【古川財務副大臣の開会挨拶】

4. グローバルな金融危機後におけるPFM改革と財政の課題

Sanjeev Gupta IMF財政局長代行による基調講演と、その次のセッション1は、グローバルな観点から昨今のPFM改革と財政の課題を包括的に議論する内容であった。以下ではまとめて主な内容を紹介する。

(主な内容)

- 2008年のリーマンショックに端を発するグローバルな金融危機や欧州債務危機以降、依然として多くの国で更なる財政健全化の取組が必要な状況であり、各国の財政状況は、市場においてもこれまで以上に注視されている。
- PFM改革は、例えば、財政ルールや中期財政・予算フレームワークの活用等、ここ20年ほどで広まってきたが、特に、昨今の金融危機・欧州債務危機後に一層深化・拡大してきている。
- 危機によって、金融機関の破綻や政府関係機関の債務の増加が最終的に政府の負担になるといった偶発債務や、好景気時における財政健全化努力の緩みが不況期や経済ショック時における財政悪化を深刻にしているという問題等が顕在化し、財政制度や財政統計がこのような問題に適切に対処しきれていない。
- こうした中、財政健全化へのコミットメント強化のため、中期予算フレームワークの活用や、財政ルールの法制化による拘束力強化、財政ルールの遵守状況のモニター等のための政府から独立した財政機関の設置等の動きもみられる。

5. 財政の透明性の向上 (セッション2)

セッション2では、財政に関する統計や報告が、財政の現状やリスクを的確に捉え、わかりやすく公表されているかという財政の透明性に関する課題が議論された。

IMFからは、金融危機による偶発債務の拡大や、ギリシアにおいて財政赤字が正確に統計に反映されていなかった問題による財政の信認の低下等、昨今の危機を通じて表面化してきた問題を踏まえ、IMF財政局の取組として、加盟国の財政の透

明性を評価するための指針（Fiscal Transparency Code）を金融危機後に改訂し（2014年春に最終公表予定）、新たな指針による評価活動に移行しているという説明があった。また、改訂の具体例としては、経済ショックによる財政悪化や偶発債務といった財政リスクの拡大に伴い、財政リスクの適切な把握・管理を評価の一つの柱とし、また、評価の仕方についても各国の状況に応じたきめ細かい評価が可能となるよう、取組の進捗・段階別に具体的な取組を示しているとの報告があった。

このような新しい評価指針を先行的に用いた評価活動は、アイルランドとコスタリカで実施されており、今回のセミナーでは、コスタリカのEdgar Ayales財務大臣から、IMFによる財政の透明性に関する評価活動が、コスタリカの財政運営上の弱点把握に役立ち、財政健全化の取組に活かされているとの説明があった。

IMFからは、（様々な指標で測った）財政の透明性と財政パフォーマンスに正の相関関係があるという分析が示されるとともに、その具体例としてポルトガルが紹介された。IMFからは、①ポルトガルの一般政府の債務残高対GDP比は2011年には100%を超えた（危機前70%程度）が、この増加分のうち3分の2程度は財政赤字によるもの、残り3分の1程度は、元は政府関係機関の債務等であったものが一般政府の債務として帰属したことによるものであり、②現在も、一般政府外とされているものの政府関係機関の債務等は対GDP比で10%程度存在し、将来の政府債務増加のリスク要因となっているとの報告があった。こうした事例を踏まえながら、財政健全化に向けた取組においては、財政の現状や財政リスクの正確な把握が必要であり、財政統計や報告において財政上の大きな問題点やリスクを見落とさないようにすることが肝心であるとの指摘がなされた。

6. 財政リスクの管理 （セッション3）

セッション3では、財政リスクの原因やリスクの管理について議論された。IMFの外部専門家からは、

- ①財政リスクの定義は、財政状況が予算や中期計画等における見通しから乖離する可能性のことであること、
- ②その原因には、経済ショック等による経済成長率や金利等の予測からの乖離といった経済リスクのほか、自然災害、金融機関の破綻、政府関係機関等に対する政府保証等により発生する政府の財政支出等といった偶発債務があること、
- ③偶発債務には、法律等に政府の財政支出等の要件が明示してあるものと、明示的な要件はないものの暗黙のうちに最終的には政府負担となることが見込まれるものがあること、との整理が示された。

また、このように整理した上で、

- ①財政リスクの把握には、経済の落ち込みによる税収減等の経済リスクと偶発債務の両方を特定することが必要であり、特に、金融危機後は、リスクが発現した場合の財政へのインパクトの大きさが顕在化しており、暗黙の政府保証による影響にも注意を要すること、
- ②財政リスクの管理には、包括的で体系だったアプローチが重要、具体的には、リスクの特定、分析、リスク管理の責任の明確化、予算におけるリスクの考慮、リスクに関する開示や報告、リスク軽減の取組をサイクルとして行うことが必要であること、等の説明があった。

フィリピン財務省からは、様々な財政リスクの分析や政府内の責任体制を網羅的にまとめた「財政リスクステートメント」（報告書）の取組の紹介があった。オーストラリア財務省からは、9月に発足した新政権の下で、偶発債務の分析等も含む新たな財政戦略レポートを策定中という紹介があった。

7. 財政ルール・財政責任法 （セッション4）

セッション4では、財政ルールや財政責任法について議論された。IMFからは、

- ①財政ルールを採用する国は1990年代以降増加し、現在約80カ国、財政責任法は1990年代に

は幾つかの先進国で採用されていたに過ぎないが、2000年以降、新興市場国で採用が増加していること、

- ②こうした背景には、各国の膨大な債務残高、景気順循環的（pro-cyclical）になりがちな財政政策があること、
- ③よく採用されてきた財政ルールは、欧州の安定成長協定のように、財政収支や債務（残高）にかかるルールであるが、最近では、収支ルールや債務ルールを補強する歳出ルールの導入が増えていること、
- ④財政責任法は、財政健全化目標や財政戦略へのコミットメントの強化により、財政規律の強化や財政の透明性・説明責任の向上を図るために法制化されるもので、(a)財政運営の原則、(b)手続、(c)数値目標を規定するものがあり、財政運営の原則のみの法制化のように、手続や数値目標における財政ルールを設けない法律の規定もあること、
等の説明があった。

また、IMFからは、財政ルールの設計における留意点として、

- ①対象範囲が狭すぎる場合（例えば中央政府の歳出のみ）には、対象範囲外にしわ寄せが行く（例えば対象範囲外における歳出増）ことがあり、逆に、対象範囲が広すぎる場合には、評価のためのモニターが行き届かないデメリットがあること、
- ②財政ルールには、エスケープクローズを規定することが重要だが、頻繁な発動は政府の信認を失いかねないため、大規模な自然災害や金融危機等の場合のみに制限するべきであり、エスケープクローズ発動時には、平常時までの移行パスを決めるべきであること、
- ③財政ルールや財政責任法は、PFMの発達度合いに応じて、最初はシンプルな内容から始め、徐々に条件を厳しくすることを検討する方が望ましく、逆に、最初から野心的な内容を盛り込んで景気後退期にすぐに遵守されなくなることは避けなければならない、財政ルールや財政責任法の導入後は、それを遵守することで財政に対する

信認を得ることが重要であること、との指摘がなされた。

こうしたIMFからの説明に引き続き、具体的な取組として、インドにおける財政健全化のための手続やルールを規定した財政責任管理法（2003年制定）と、ドイツにおける債務ブレーキ（Debt Brake）ルールと呼ばれる構造財政収支にかかるルールの説明が行われた。なお、ドイツのように、数値目標を憲法に規定することについては、憲法には、財政の原則や主要な手続に関する規定にとどめるべきであるとして、具体的な数値目標を直接規定することには慎重な立場も示される等、参加者の間でも意見が分かれた。

8. 中期財政・予算フレームワーク（セッション5）

セッション5では、中期財政・予算フレームワークと総称される、財政収入や支出についての複数年度にわたる見通しや計画と、それらを複数年度で管理する枠組（ルールや手続等）について議論された。

世界銀行の発表では、

- ①中期財政・予算フレームワークは、中期的な財政規律の強化や支出の効率的・効果的な配分の促進を目的として、1990年代後半以降に著しく増加し、2008年時点で130を超える国が採用していること、
- ②フレームワークは、その主たる目的によって、財政規律強化を主目的として収支や歳出総額にフレームを設定する中期財政フレームワーク（Medium-Term Fiscal Framework）から、支出の重点化・効率化も目指し主要支出別にフレームを設定する中期予算フレームワーク（Medium-Term Budget Framework）があり、後者には、より詳細なデータの分析が必要なものの、財政パフォーマンスも良いという分析結果が得られていること、
- ③フレームワークのデザインは国によって様々であり、中期の歳出見通しに拘束力を持たせ、シーリングとして機能しているフレームもあること、中期予算フレームワークの初年度はその年

の予算と一致させるべきであり、フレームワークと予算を切り離してはならないこと、等の説明がなされた。

また、財務省主計局から、日本の中期財政・予算フレームワークの取組についてプレゼンテーションを行い、①1997年の財政構造改革法、②2006年骨太の方針、③民主党政権下の財政運営戦略と中期財政フレーム、④中期財政計画（2013年8月公表）に関する概要を説明した。財政構造改革法や2006年骨太の方針では、具体的な歳出削減目標を設定する等、強いフレームワークで臨んだが、いずれも経済ショックの影響により結局当初の財政健全化目標は断念せざるを得なくなったこと、リーマンショック後、中期的財政健全化に再チャレンジし、今般の社会保障・税一体改革につながったこと等を説明し、財政健全化を進める政治的意思の重要性を強調した。さらに、日本のように、今後、長期にわたる継続的な財政健全化努力が求められる中では、景気循環や一時的な経済ショックの影響、高齢化に伴う社会保障費の増加を考慮する必要があること、加えて、政治的サポートを得ることが肝心であるが、問題の認識と行動のラグの存在、社会保障制度の公平性と効率性の問題、給付と負担のバランスの問題があり、実際の改革は簡単ではないこと、アジア諸国の多くが、将来、このような日本と同様の課題に直面する可能性があることを指摘した。

このほか、本セッションでは、イギリス財務省から、イギリスの財政運営において長年中期予算フレームワークを活用してきた経験が紹介された。

9. 歳出レビュー (セッション6)

セッション6では、財政支出の効率化や重点化のための歳出見直しについて、具体的には、事業の業績評価の内容を予算編成において活用する業績評価型予算（Performance Budgeting）や、財政当局あるいは政治のイニシアティブにより、支出の効率化だけでなく重点化や再配分も目指す各省横断的な歳出レビュー（Spending Reviews）

について議論された。

IMFの発表では、事業評価の予算編成における活用としては、参考情報として活用する国が多いが、評価を何らかの形で予算削減に直接リンクさせる仕組みを導入している国もあるとの説明があった。この点、韓国から、2000年以降に段階的に導入された業績評価型予算について紹介があり、事業評価において5段階評価中で最低の「非効率」とされた事業については予算額を原則10%削減する仕組みや、予算執行の事業監視を強化するための業績情報理事会（2014年に発足予定）等について説明があった。

IMFは、いわゆる歳出レビューと称される各省横断的な歳出の見直しの取組について、アドホックに行われた歳出レビューとしてカナダ（1994年）やアイルランド（2008-09年）、継続的な取組としてイギリス（1998年以降）を例として挙げるとともに、金融危機後は、財政健全化のツールのひとつとして、多くの国が歳出レビューを実施している（2011年のOECDサーベイによるとOECDの15カ国において実施）との説明を行った。参加者からは、より効果的なレビューのためには、政治的コミットメントを得ること、要求官庁が支出削減を行うインセンティブを高めること、歳出構造に変化が生じるような戦略的な取組（Strategic reviews）を行うことが重要であるとの指摘があった。

財務省主計局からは、日本における支出の効率化や重点化のための歳出見直しの仕組みとして、①会計検査院検査、②政策評価、③予算執行調査、④行政事業レビューについて、評価結果の予算への反映方法を中心に概要を説明した。さらに、各省庁による事業レビューや予算執行調査等も活用しつつ、主計局による予算査定を通じた制度や施策の精査が実質的な歳出見直しとして機能していること、政治的に大きなモメンタムが生じることで歳出構造に影響するような大きな見直しが行われる場合もあること（小泉政権下での三位一体改革、今般の社会保障・税一体改革等）を説明した。今後は、危機的な財政状況を踏まえ、歳出合理化に向けた強力な政治的リーダーシップや歳出合理

化のインセンティブが要求省庁側に働くメカニズムの導入が求められるのではないかとの問題意識を提起した。

セッションを通じて、歳出の効率化はアジアの多くの国で課題であり、歳出見直しの取組の重要性が参加者に認識されたものの、

発表者等からは、事業評価が予算削減に直結しにくいことや、事業評価にかかる事務作業負担に対する問題点も指摘された。



【セミナーの様様】

10. ラウンドテーブルディスカッション

セミナーを総括するラウンドテーブルディスカッションでは、金融危機後に優先的に取り組まれたPFM改革、アジアへの教訓を中心に議論が行われた。結論を出すことを目的としていないため、統一的な見解が導き出されたわけではないが、興

味深い議論を紹介する。

（主な内容）

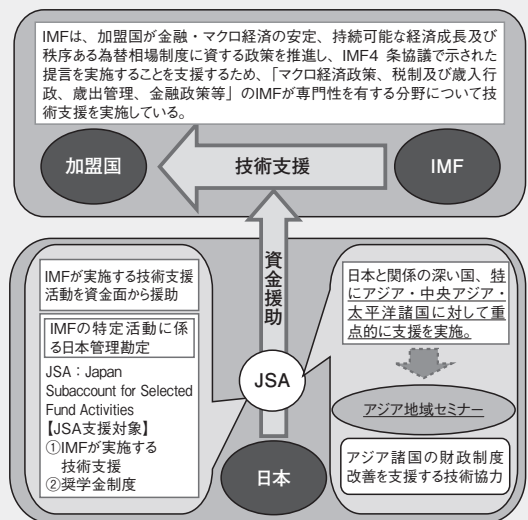
- PFM改革を進めるためには、財政当局のオーナーシップや財政当局の役割の再考が求められる。制度等は、それぞれの国の事情に合ったデザインでなければ効果的に機能しない。そのため、PFM改革は、外から押しつけられるものではなく自発的に進める必要がある。特に、アジア諸国の多様性を踏まえると、自国にとって有用なPFM改革を実施するためには、各国がテーラーメイドの制度を構築することが重要である。

C O L U M N

日本の資金貢献について：JSAって何？

本セミナーは、IMFがアジア諸国の財政制度等の改善をサポートする技術支援（TA）の一環として行われ、IMFが行うTAのために日本からIMFに拠出している「IMFの特定活動に係る日本管理勘定（JSA：Japan Subaccount for Selected Fund Activities）」を活用している。

JSAは、IMFが専門を有する分野に関する技術支援や奨学金制度を対象としている。対象国としては、特に、我が国と関係の深いアジア・太平洋地域に対して重点的に活用されており、地域別配分をみると資金の概ね50%がアジア太平洋諸国（中央アジアを含む）に充てられている。JSAを活用した今回のセミナーは、拠出金の有効な活用や、日本人職員と国際機関・海外財政当局職員との直接の意見交換のためにも、日本で開催した意義は大きかったと考えられる。



日本の拠出による技術支援（JSA）

- PFM改革の視点として、日本の課題でもある高齢化による社会保障費の増加のような構造的問題を踏まえると、長期的な視点が不可欠である。金融危機後、財政リスクの評価の重要性が高まっている。
- PFM改革には、目的に沿った取組、優先順位づけが必要である。制度設計においては、目的に応じて、長所と短所を見極めながら、バランスの取れた取組を行うことが重要である。

11. アジアの現状と課題

参加国の中心であるアジア諸国におけるPFM改革の現状と課題について、セミナーで示された興味深い意見等を紹介する。

(主な意見等)

- アジア諸国におけるPFM改革の段階は、国によって様々である。欧州の場合は、ユーロ圏を中心に、財政規律を維持するための安定成長協定や、昨今の財政協定や経済ガバナンスの規定等により、各国の予算プロセス等の改革も後押しされているが、アジアにはそのような域内共通の枠組は存在せず、各国ごとにPFM改革の動機は異なるため、PFM改革は国ごとにテーラーメードである必要がある。
- アジアの多くの国では、PFM改革を推進するための組織のキャパシティの問題を抱えている。そのため、開発途上国においては、資金ドナー国や国際機関による政策支援を活用しながらPFM改革を推進している国が多い。こうした国では、ドナー国が示す改革の方向性が必ずしも国のニーズに合っているとは限らないという問題点もある。また、ドナー国による専門家派遣は、財政当局の職員のキャパシティビルディングの構築に資するとして期待される一方、頼りすぎると財政当局の人材が育たない場合もある。
- 財政運営上の課題としては、①インフラ需要への対応、②歳出の非効率、③中期財政運営と予算の関係の欠如がある。
- 国によっては、事務的な予算執行手続では改善がみられても、政治的なリーダーシップの欠如により、構造的な制度改革が進んでいないケー

スもあり、政治の関与や国民レベルでの改革に対する理解が求められる。

12. 最後に

閉会にあたっては、香川主計局長が閉会挨拶を行い、財政制度や財政の透明性は、財政規律や財政健全化を維持するための礎であると強調しつつ、財政の姿は、制度のデザインのみならず、各国の財政・政治・歴史・文化の事情を反映するため、PFM改革においてもそうした事情を踏まえる必要があること等を述べ、本セミナーを締め括った。

本セミナーではPFM改革をテーマとして取り上げ、各国の事情に即した優れた財政制度等は財政規律の強化や財政健全化に資するという認識の下、PFMの制度設計等について多くの議論が行われた。他方、各セッションでの議論を通じて、財政健全化のための諸課題は、制度面だけで全て解決するわけではなく、財政政策で行うべきことは多いという認識も同時に共有された。健全なPFMは、適切な財政政策の決定と実施のために必要であり、財政政策とPFMにおける取組は車の両輪と考えられることから、今後も各国の事情を踏まえつつ、議論が深められることが期待されるところである。

(注)本文中の意見等は、筆者の個人的な見解に基づくものであり、財務省の公式見解を示すものではない。

■主計局調査課 課長補佐
高橋 慶子 (たかはし けいこ)
■財務総合政策研究所 研究部 主任研究官
伊藤 秀則 (いとう ひでのり)

議事次第

財務省-IMF財政局：アジア地域セミナー

「パブリックファイナンスにおける管理・アカウンタビリティの改革」

2013年10月21日（月）～22日（火）

於：三田共用会議所 国際会議室

■1日目：10月21日（月）

- 10:00-11:10 開会挨拶
- ・古川 禎久 財務副大臣
 - ・Sanjeev Gupta IMF財政局長代行
- 基調講演 1
- ・古澤 満宏 財務官
- 「財政健全化と経済成長の好循環の創出に向けて」
- 基調講演 2
- ・Sanjeev Gupta IMF財政局長代行
- 「不確実な状況における財政の課題への取組み」
- (質疑応答)
- 11:30-13:00 **セッション1**：危機後におけるパブリックファイナンスの管理改革：教訓
- 司会 ・Edgar Ayales コスタリカ財務大臣
 - 発表者 ・Graham Scott ニュージーランド前財政長官
- 「パブリックファイナンス管理の役割の変化」
- 討論者 1. 田中秀明 明治大学教授/財務総研上席客員研究員
 - 2. Holger van Eden IMF財政局課長補佐
- (質疑応答)
- 14:15-15:40 **セッション2**：危機後における財政の透明性改善への新たなイニシアチブ
- 司会 ・Odd Per Brekk IMF東京事務所長
 - 発表者 1. Gerd Schwartz IMF財政局次長
- 「IMFの新しい財政透明性に関する指針、マニュアル、評価における新たな試み」
- 2. Edgar Ayales コスタリカ財務大臣
- 「IMFによる新しい財政透明性に関する評価に沿ったコスタリカの経験」
- (質疑応答)
- 16:00-17:30 **セッション3**：財政リスクの管理にかかる課題
- 司会 ・堀内 斉 主計局調査課主計企画官
 - 発表者 1. Murray Petrie 経済戦略グループ長
- 「財政リスクの管理」
- 2. Rosemary Huxtable オーストラリア財政部副次官
- 「健全な財政管理の達成：公式はあるのか」
- 3. Robert Dominick Mariano フィリピン財務省調査部長
- 「財政リスク管理への挑戦：フィリピンの経験」
- (質疑応答)

■2日目：10月22日（火）

- 09:30-11:00 セッション4：政府による財政パフォーマンスのアカウンタビリティ改善：
財政ルールと財政責任法の刷新
- 司会 ・Murray Petrie 経済戦略グループ長
○発表者 1. Holger van Eden IMF財政局課長補佐
「効果的かつ実効性のある財政ルールと財政責任法の策定」
2. Rajat Bhargava インド財務省経済部予算担当局長
「財政責任と予算管理：インドにおける新展開」
3. Christian Kastrop ドイツ財務省経済戦略局次長
「ドイツにおける財政ルール改革：経験と更なる挑戦」
(質疑応答)
- 11:20-12:50 セッション5：中期財政/予算フレームワークの策定
- 司会 ・Holger van Eden IMF財政局課長補佐
○発表者 1. Jim Brumby 世銀部門マネジャー
「中期財政/予算フレームワークへの移行」
2. James Richardson 英国財務省財政政策部長
「中期予算フレーム：英国の経験」
3. 小宮 義之 主計局調査課長
「中期財政/予算フレームワーク：日本の経験と課題」
(質疑応答)
- 14:20-16:00 セッション6：政府による結果説明責任：資源の優先順位付け及び公共サービス改善
のための歳出見直し手法
- 司会 ・Graham Scott ニュージーランド前財政長官
○発表者 1. Teresa Curristine IMF財政局シニアエコノミスト
「歳出見直しと評価の刷新」
2. 江島 一彦 主計局主計企画官
「日本における歳出見直しの取組み」
3. 田中秀明 明治大学教授/財務総研上席客員研究員
「評価と事業レビュー：日本の教訓」
4. Yun-Cheol Koo 韓国企画財政部成果管理次長
「業績評価型予算：韓国における挑戦」
(質疑応答)
- 16:20-17:30 セッション7：ラウンドテーブルディスカッション
- 司会 ・Sanjeev Gupta IMF財政局長代行
参加者：堀内 斉 主計局調査課主計企画官
Edgar Ayales コスタリカ財務大臣
Rajat Bhargava インド財務省経済部予算担当局長
Graham Scott ニュージーランド前財政長官
(質疑応答)
- 17:30-17:40 閉会挨拶 ・香川 俊介 主計局長